

新型コロナウイルス感染症対応に係る定時制の課程第2次選抜・通信制の課程第2次募集・専攻科第2次募集における入学検査手数料減免事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、定時制の課程（単位制・単位制以外）、通信制の課程、専攻科の入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症への対応により、第1次選抜を受検できない者が第2次選抜（第2次募集）を志願する際の入学検査手数料を全額免除する際の必要な事項を定めるものとする。

2 対象

この要領の対象となる者は、富山県立高等学校入学者選抜定時制の課程（単位制・単位制以外）、通信制の課程、専攻科の第1次選抜において、新型コロナウイルス感染症への対応により、県教育委員会が別に定める基準により受検を認めなかった者のうち、第2次選抜（第2次募集）を志願した者。

（入学検査手数料は第1次選抜にて納入済み）

3 減免の区分等

入学検査手数料の減免区分は、全額免除とする。

4 申請手続

減免を受けようとする者は、入学検査手数料減免申請書（様式第1号）に第1次選抜を志願した高等学校長が発行した「入学検査手数料納入済証明書」（様式第2号）を添えて、第2次志願先高等学校長に提出するものとする。

5 申請期限

申請期限は志願期間の初日とする。

6 減免の決定

- (1) 減免の専決権者は高等学校長とし、上記4の申請書の提出があったときは、速やかに減免の決定をするものとする。
- (2) 高等学校長は、減免の決定をしたときは、入学検査手数料減免決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。なお、中学校を經由して申請があった場合は、当該中学校長を經由して通知するものとする。

7 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、入学検査手数料等の減免に関し必要な事項は、富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領の定めるところによる。
- (2) この要領の運用に当たり疑義が生じた事項については、教育長に協議するものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から適用する。